

初等中等教育機関における 「補償金制度」の普及啓発に関する 意見と要望

< 要望内容 >

1. 初等中等教育機関の設置者(学校法人、教育委員会)等に向けて、補償金制度(補償金支払い)に関する文部科学省の「通知」は必須であると思われる。その「通知」に際し、補償金制度(補償金支払い等)の周知と普及啓発の観点から、指定管理団体等による補償金制度の「案内(広報資料)や制度(補償金支払等)の具体的解説・図解図説等の資料」を添付してほしい。
2. 1. の添付資料の作成ならびに送付にあたっては、初等中等教育機関の設置者の代表や有識者との十分な調整をお願いしたい。(例:「行政・管理者向け」「学校長(教員向け)」「保護者向け」が必要となる可能性等)
3. 「通知」や「資料送付」に際して、教育機関の設置者からの問合せに適切な回答ができる「窓口」(ヘルプデスク)の設置を検討していただきたい。

※なお、通知、ならびに資料送付は、再来年度(2020年)の制度開始を予定する場合には、次年度(2019年)4月が望ましい。

<現状認識と意見(要望の補足)>

※以下は補償金支払フォーラムの議題に関わる内容が一部含まれます。

- (1) 公立の初等中等教育機関は毎年6月には新規事業の概算折衝が開始される(自治体によってはその更に前年度の秋ごろから調整が必要)。
- (2) しかし、我々が独自に関係者に非公式のヒヤリングをしたところ、現時点で、全国の教育委員会(学校長含む)や学校法人の補償金制度に対する理解、そして、当事者意識は「極めて希薄」であると考えられる。
- (3) そのため、次年度の予算として組み入れるには、4月には(おそくとも5月には)、文部科学省からの「通知」が必須であると思われる。
- (4) ただし、文部科学省からの「通知」に際して、法律の条文等だけではなく、教育委員会(学校長含む)や学校法人の担当者らが制度について、誤解がないように、また、理解しやすいように、さらに、概算折衝の根拠資料となる具体的事例(補償金支払が必要な様々な事例、制度の重要性、利用者側の制度利用の必要性、有用性)などを図解図説した補償金制度の詳細解説の添付が必要であると思われる。
- (5) また、全国の教育機関の設置者(教育委員会や学校法人)からの問合せに対してすぐに回答する窓口、ないし、ヘルプデスクも必要と思われる。

※ただし、6月までに補償金の金額が文化庁長官の認可をうけず、ライセンス、ガイドライン等も未確定である場合、公立の初等中等教育機関が、次年度から、新規予算となる補償金の満額を支払うことは、困難を極めるとと思われる。